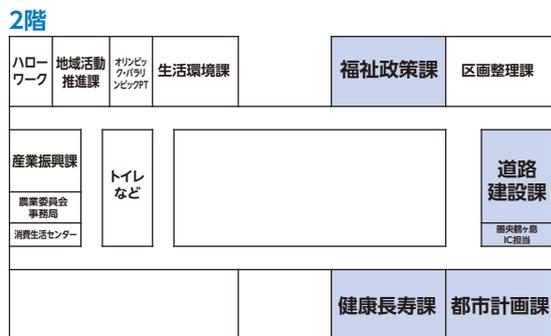
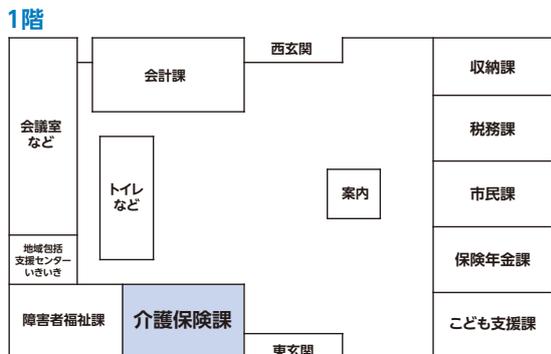


4月1日から市の組織が変わりました

問合せ先 政策推進課政策担当



高齢者福祉課と健康増進課の所掌業務を、新設した「介護保険課」、「健康長寿課」に再編しました。
このことにより、高齢者福祉課と健康増進課を廃止しました。

介護保険課（1階）
これまで高齢者福祉課が担当していた介護保険部門が「介護保険課」となりました。

健康長寿課（2階）
高齢者福祉課が担当していた事業部門（地域包括ケア推進）を所掌し、健康増進の一元化を図ります。

進・高齢者福祉）に、健康増進課が担当していた業務を統合し、「健康長寿課」となりました。地域包括ケアシステムを核とした健康なまちづくりを推進していきます。

都市施設保全課（廃止）
所掌業務を都市計画課、道路建設課に分割しました。

都市計画課（2階）
新たに公園緑地を所掌し、推進体制の強化を図ります。

道路建設課（2階）
新たに道路保全を所掌し、道路整備の一元化を図ります。

国民健康保険の加入・喪失の届出はお早めに

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

国保に加入するとき、国保をやめるときは、届出をお願いします。

近年、医療保険の加入手続きを怠っている「無保険者」が増えていると言われています。病気やケガに備えるためにも国保の加入手続きを必ず行ってください。

加入の届出
国保の資格取得日は他の保険の資格を喪失した日です。届出が遅れると国保税も遡って納付することになります。

届出に必要なもの
①職場の健康保険を喪失した証明書
②運転免許証、旅券など（官公署が発行した顔写真付きの証明書）
③個人番号カード

①ドまたは通知カード（個人番号が確認できるもの）
※ ①③ともに国保加入者全員分

喪失の届出
国保の資格喪失日は他の保険に加入した日です。届出がされないで国保税が課税され、そのままになります。また、他の保険に加入した後、国保の保険証で受診した場合、国保で負担した医療費を返還していただくことになります。

届出に必要なもの
①国保の保険証など交付書類
②職場の保険証③個人番号カードまたは通知カード（個人番号が確認できるもの）
※ ①③ともに国保加入者全員分

介護保険課の土曜窓口開庁の終了のお知らせ

問合せ先 介護保険課介護保険担当

介護保険課（3月までは高齢者福祉課）の土曜窓口開庁は、4月25日（土）をもって終了します。なお、高齢者の介護などに関する相談は、お近くの地域包括支援センターに相談してください。

地域包括支援センター
いきいき（三ツ木16-1市役所1階 ☎227・6171、☎227・6172）
かんえつ（脚折145-1関越

病院南館1階 ☎285・7877、☎285・7866）
いちばんぼし（藤金87-1-3 つるがしま中央交流センター内 ☎279・0777 ☎279・0778）
ぺんぎん（上広谷5-1プラザイン上広谷1階 ☎271・5123、☎271・5125）
受付時間 平日・土曜日8時30分～17時15分（ぺんぎんのみ17時30分）

令和2年度国民年金保険料の前納について

問合先 保険年金課国民年金担当

令和2年4月からの国民年金保険料は、月額1万6540円です。

国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引きが適用され、お得です。

※ 口座振替、クレジットカードによる令和2年4月からの前納は、2月末日で受付を終了しました

現金(納付書)による2年前

納付書での前納の場合

区分	保険料額	割引額
6か月	9万8430円	810円
1年	19万4960円	3520円
2年	38万3210円	1万4590円

また、日本年金機構のホームページにも申請書をご掲載しています。

納をご希望される方は年金事務所にお申し出ください。申請書をお送りします。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

問合先 保険年金課国民年金担当

国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納めた期間として扱われるため将来の金額に反映されます。

期間中は保険料が免除されますが、付加保険料(400円)は納付することができません。また、すでに保険料を前納された場合、期間中の保険料は還付となります。

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)

対象者 国民年金第1号被保

険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

免除期間

- ・ 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
- ・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

申請窓口 保険年金課

出産予定日の6か月前から申請可能です。出産日前に届書を出す場合には、母子健康手帳などをお持ちください。また、出産後に届書を出す場合には原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合には、出産日などを明らかにする書類が必要です。

「学生納付特例制度」の申請はお済みですか？

問合先 保険年金課国民年金担当

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在籍している学生 ・所得が118万円+扶養親族数×38万円+社会保険料控除など 		
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所または年金事務所の窓口で申請書を提出 ※ 令和元年度に学生納付特例の納付猶予を承認された方で令和2年度在学予定の方には、機構から申請書(ハガキ)が3月末に送付されるので、必要事項を記入して、返送することで更新ができます 		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証) ②年金手帳 ③申請年度に有効な学生証(両面コピー可)または在学証明書 ※ 代理人が来られる場合(世帯同一の方)の追加書類 ・代理人の本人確認書類 ・印鑑 		
学生納付特例	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
	○	×	○

20歳になったときから、国民年金に加入し保険料を納めることとなりますが、学生の方で納付が困難な場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

猶予された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納めることができます(追納)。ただし、承認を

受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、お早目の追納をお勧めします。

追納により納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。

申請窓口 保険年金課国民年金担当

障害者手当などのお知らせ

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

市では、次のような手当の支給を行っています。

①、②、③の手当の申請は、専用の診断書の提出が必要で

す。
なお、4月より手当額が改定されました。

①特別障害者手当

対象 20歳以上で身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は、受けられません。

手当額 月額2万7350円
※ 所得制限があります

②障害児福祉手当

対象 20歳未満で身体障害者手帳1級・2級の一部、療育手帳(A)を持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。

手当額 月額1万4880円
※ 所得制限があります

③特別児童扶養手当

対象 20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1

3級、4級の一部、療育手帳(A)・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の一部の障害児の養育者。ただし、障害児が施設入所中の方は、受けられません。

手当額
重度(手当1級)
月額5万2500円

中度(手当2級)
月額3万4970円

※ 所得制限があります

④在宅重度心身障害者手当

対象 65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)で身体障害者手帳が1・2級、療育手帳(A)・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方(特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当の受給者、特別養護老人ホームなどの施設入所者は除きます)

手当額 月額5000円
※ 市県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります

人権擁護委員を紹介します

問合せ先 総務人権推進課人権推進担当

人権擁護委員とは
人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。
人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。

また、あらゆる人々の人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題(いじめ、虐待、差別問題など)に対し、法務局や市役所などで人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。

内田 広行さん
関口 博行さん
根岸 芳子さん
新井 義忠さん
木田 薫さん



障害福祉についての相談窓口があります

問合せ先 障害者福祉課障害者支援担当

市内3か所に「障害者地域相談支援センター」があります。

障害のある方、そのご家族や関係者などを対象に、障害福祉サービスの制度やサービスの説明、利用手続きの案内、日常生活の困りごとなどに相談支援専門員が対応します。相談は無料です。お気軽にご利用ください。

生活サポートセンター
三ツ木16-1市役所6階
☎277-4116

障害者地域相談支援センター
あゆみ

藤金685-1
☎279-5233

障害者地域相談支援センター
ひるがお
脚折1497-23
☎298-4947

「空き家」のご相談・困りごと

問合先 都市計画課開発建築担当

市内では「空き家」が増え続けています。

空き家となつてからの管理が行き届かないと、雑草や庭木の繁茂により、近隣の皆さんに迷惑がかかることとなります。

空き家周辺にお住まいの皆さんに配慮し、適正に管理することが必要です。

空き家(予定含む)に関することについて、どのような相談でも受け付けていますので、まずはご連絡ください。

見回り・雑草の除草・樹木の伐採などで困ったときは・

市では、空き家の適正な管理の促進のために、空き家の管理について(公社)鶴ヶ島市シルバー人材センターと協定を締結しています。ぜひご利用ください。

問合先

(公社)鶴ヶ島市シルバー人材センター

脚折156211

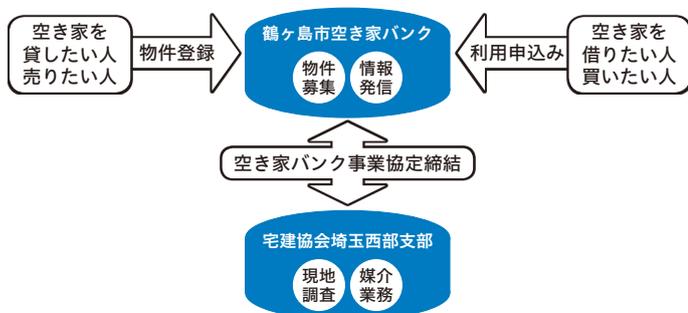
☎285・8172

空き家を売りたい、貸したい・

空き家の売却・賃貸については、空き家バンク事業を行っています。

空き家バンクとは、空き家を売却・賃貸したい方から登録を受けた物件情報を、宅地建物取引業者を媒介し空き家を購入・賃借したい方に紹介する制度です。

市では、空き家の利活用の促進のために、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と空き家バンクに関する協定を締結しています。



公務員の方の児童手当

問合先 こども支援課子育て支援担当

手続きに必要なもの
市での手続き

- 1 認定請求手続き

印鑑、受給者本人の健康保険証、受給者名義の口座(銀行名・支店名・口座番号)が分かるもの、マイナンバーが分かるもの(個人番号カード、



令和2年4月1日付けで公務員になった方、公務員を退職される方、独立行政法人に出向される方は、それぞれ手続きが必要になります。
必ず4月30日(木)までに手続きを行ってください。
手続きが遅れ、過払いになった場合は、返還していただく必要があります。

2 消滅手続き
持ち物はありません。
勤務先での手続き
各勤務先でご確認ください。

住宅の耐震診断・耐震改修に補助金を交付

問合先 都市計画課開発建築担当

対象

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建住宅または兼用住宅
耐震改修は、耐震診断による安全性評価が1・0未満の建築物

補助金額(予算の範囲内)

費用の1/2で上限5万円

耐震改修

費用の23/100で上限20万円

その他

補助金の交付には、その他の条件がありますので、必ず耐震診断・耐震改修の実施前にお問い合わせてください。
すでに着手された方は補助の対象になりません。

監査委員は市の事務をチェックします

問合先 監査委員事務局

令和2年度監査実施予定

種類	事務の内容	予定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているか、検査を実施します。	毎月
定例監査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します。	10～2月
工事監査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査を実施します。	随時
財政援助団体などに対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や委託金が適正に使用されているかなどを監査します。	10・11月
決算審査	一般会計および特別会計(国民健康保険特別会計など)の歳入歳出決算について、審査します。	6～7月
基金運用状況審査	決算審査に併せ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します。	6～7月
財政健全化審査	「財政健全化法」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率)およびその資料が適正に算定されているかを審査します。	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査し、その結果を公表することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。監査の種類は、監査計画を定めて行う監査と市民や議会の請求、市長の要求などにより行う監査があります。監査結果は、随時、市ホームページへ掲載します

春の全国交通安全運動を実施します

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故を防止するため、春の全国交通安全運動を実施します。

近年、自転車の危険運転が目立ちます。万が一、歩行者と衝突してしまった際には、相手の命を奪ったり、大けがを負わせてしまったりする可能性があります。十分に気を配ることを、忘れてはいけません。信号の変わり目などは特に、スピードを出して交差点を通過する自転車が多く見受けられます。自転車に乗るときは、車両であるという認識をしっかり持ち、ルールとマナーを守った安全な利用を心掛けましょう。

昨年、滋賀県大津市で、信号待ちをしている保育園児が事故にあう非常に痛ましい事故が発生しました。少しの注意を怠った結果、思わぬところにまで事故の被害が及んでしまうことがあります。交差点では、信号だけでなく、周囲の状況に常に気を配りましょう。また、歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは、車両は停止しなければな

りません。交通ルールを守り、悲惨な事故を起こさないようにしましょう。

4月は新生活の始まる季節です。どこか気持ちが慌ただしくなり、運転中に気がそれてしまいがちです。時間と心に余裕を持ち、運転に集中できると心掛きましょう。生活道路には、飛び出しなどの危険も多く潜んでいます。いつも通る道ほど気が緩み、安全確認を怠りやすくなります。常にあらゆる危険を予測しながら運転し、確実な安全確認を行いましょう。

実施期間

4月6日(月)から15日(水)までの10日間

市運動重点

自転車利用のマナーアップ



NET119緊急通報システム運用開始

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部指令課 ☎281・3495、
FAX284・9900、✉shirei@sakatsuru119.jp

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、4月20日からNET119緊急通報システムの運用を開始します。

これにより、聴覚や言語障害などで音声による緊急通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンとのインターネット機能を使用し、簡単な画面操作で119番通報ができるようになります。通報できるのは、事前に登録した方が対象です。

主な機能

- ・GPS機能により外出先からの通報でも素早く災害現場を特定します。
- ・チャット機能に文字や写真を送信し、正確な情報を伝えることができます。

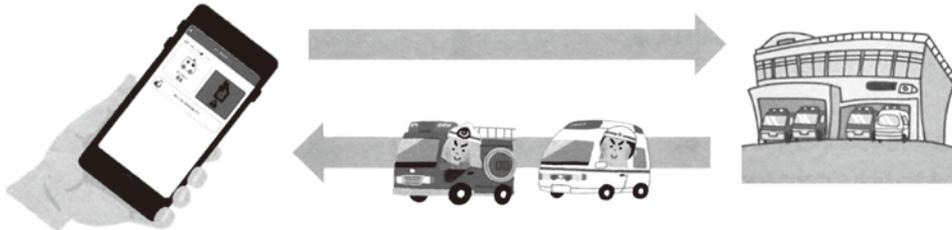
申請方法

組合ホームページに掲載されている届出書に必要事項を記載したものと、携帯電話またはスマートフォンを持参し、消防本部指令課にお越し頂くか、もしくは、組合ホームページに掲載されている方法で、ご自身の携帯電話などを使用し申請してください。

申請開始日は、4月20日からとなります。



組合HP



なお、web119番は、令和2年6月30日をもって、サービスを終了します。

つるバス・つるワゴン特別乗車証の交付

問合先 健康長寿課、障害者福祉課

鶴ヶ島資機材2号車(資機材搬送車)を新規配備！

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部警防課☎281・3116

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島消防署に鶴ヶ島資機材2号車を新規配備し、運用を開始しました。

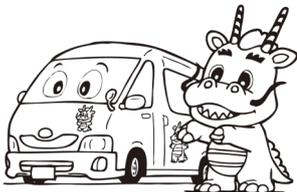
資機材車は、アルミバン仕様で後方には引出しリフトがついており、資機材を容易に積みむことができます。

また、積載量として2tまで資機材を積みむことができ、懸念されている大地震や台風などの大災害時には、大量の資機材を現場に投入すること

つるバス・つるワゴン特別乗車証(高齢者・障害者)の交付は、4月1日(水)より下記のとおり変更となります。

対象者

- 高齢者** 70歳以上の方
- 障害者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病の方



受付場所	受付時間	月曜日	火～金曜日	土曜日	日曜日・祝日
市役所 2階 健康長寿課 1階 障害者福祉課	8時30分～ 17時15分	○	○	×	×
若葉駅前出張所	9時～ 17時30分	○	○※	×	×
各市民センター	9時～ 17時15分	×	○	○	×

※ 木曜日のみ、9時から21時まで受付



ができ、円滑かつ効果的な活用が期待されます。

脚折雨乞の開催に向け、クラウドファンディングを実施します！

問合先 産業振興課商工労政担当



今年の9月13日(日)に開催される「脚折雨乞」、および賑わい創出に係る費用についてクラウドファンディングを実施します。

4月3日(金)10時より、

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」ガバメントクラウドファ

ンディング」サイト内で、寄附の受付を開始します。

受付サイト

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/781>

このクラウドファンディングは、ふるさと納税制度を活用するため、市

民の方に対しては返礼品の送付はできません。

しかし、国道渡御撮影スポット入場権および特別観覧席入場権は受け付けられる仕組みとします。

いただいた寄附は、原則として自己負担額の2000円を除いた全額が翌年度「税控除の対象」(収入や家族構成などに応じて一定の上限があります)となりしますので、ご検討ください。

鶴ヶ島市民の方

国道渡御撮影スポット入場権(2万円)、特別観覧席入場券(5万円)、その他ご厚意の寄附も受け付けています。

鶴ヶ島市民以外の方

前記のほか、雨乞BO X【焼き菓子詰め合わせ】(5000円)、雨乞いポロシャツ(1万円)、東武東上線Nゲージ運転セット・展示セット(7万円・10万円)などをご用意しています。



クラウドファンディング導入の経緯

今回のガバメントクラウドファンディングは、東京オリンピック開催年と脚折雨乞の開催年が重なったことによる、資材経費や警備員経費が高騰していることなどを受け、その開催費用について財源確保を目的として実施します。

本来、一般財源(市税など)でも開催する予定ではありましたが、一般財源の抑制を図るため、ふるさと納税制度を活用してより具体的なプロジェクトに共感した方の寄附を募るものです。